

# 日立市障害者福祉ガイドブック



令和4年3月 日立市

# 日立市障害者福祉 ガイドブック

## はじめに

日立市では、障害のある方でも、安全で安心した生活を送れるよう、各種福祉サービスの充実をめざしています。

このガイドブックは、障害者福祉サービスの内容及び相談窓口等をご紹介しますものです。

市民の皆さんに広くご利用いただき、お役立ていただければ幸いです。

# 目 次

<b>1 障害程度別対象者一覧表</b>	<b>1</b>
<b>2 障害者手帳</b>	<b>5</b>
身体障害者手帳	5
療育手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	8
<b>3 年金と手当</b>	<b>10</b>
障害基礎年金	10
特別障害者手当	11
障害児福祉手当	11
特別児童扶養手当	12
児童扶養手当	12
日立市特別福祉手当	13
茨城県心身障害者扶養共済制度	14
日立市難病患者福祉手当	14
<b>4 保健と医療</b>	<b>15</b>
医療福祉費支給制度（マル福制度）	15
障害認定による後期高齢者医療の受給資格	15
自立支援医療（更生医療）	16
自立支援医療（育成医療）	16
自立支援医療（精神通院）	17
指定難病特定医療費の助成	17
小児慢性特定疾患（難病）医療費の助成	18
<b>5 補装具及び日常生活用具</b>	<b>19</b>
補装具費の支給	19
日常生活用具の給付	19
<b>6 障害福祉サービス</b>	<b>27</b>
介護給付及び訓練等給付のサービス	27
障害児通所支援のサービス	28
指定相談支援	29
障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用のしかた（申請から利用までの流れ）	30
<b>7 その他の地域生活支援</b>	<b>31</b>
訪問入浴サービス	31
訪問理美容費の助成	31
寝具洗濯乾燥消毒費の助成	31
中途失明者緊急生活訓練	32
日中一時支援事業	32

日立市障がい児児童クラブ	32
移動支援事業	33
日立市福祉作業所等交通費助成	33
緊急通報システム事業	34
Net119緊急通報システム	34
緊急ファックス通報110番、対話式メール110番	34
緊急ファックス通報119番	34
聴覚障害者用ファクシミリ等の使用料助成	35
手話通訳者及び要約筆記者の派遣（意思疎通支援事業）	35
点字市報・声の市報	36
点訳・音訳奉仕	36
住宅リフォームの助成	36
自動車改造費の助成	37
自動車運転免許取得の助成	37
市営自転車駐車場の使用料の免除	37
生活福祉資金の貸付	38
地域活動支援センター	38
身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付	38
<b>8 交通機関の割引制度</b>	<b>39</b>
JR旅客運賃の割引	39
バス（路線）運賃の割引	39
タクシー料金の割引	40
日立市心身障害者通院通所交通費助成（タクシー助成）	40
有料道路通行料金の割引	41
国内航空運賃の割引	42
大洗カーフェリー運賃の割引	42
<b>9 税の軽減等</b>	<b>43</b>
所得税・市県民税の所得控除	43
市県民税の非課税	43
相続税の障害者控除	44
個人事業税の減免等	44
市営住宅の入居時及び入居中の特別控除	44
自動車税（種別割、環境性能割）・軽自動車税種別割の減免	45
障害者特別雇用奨励金（雇用主に対する援助）	47
<b>10 その他の福祉</b>	<b>48</b>
NTT番号案内の無料化（ふれあい案内）	48
携帯電話料金の割引	48
NHK放送受信料の減免	48
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	49
視覚障害者へのCD・カセットブックなどの郵送貸出し	49
駐車禁止の除外	49

いばらき身障者等駐車場利用証	50
郵便による投票	51
青い鳥郵便葉書の無償配布	51
郵便料金の減免	51
身体障害者結婚相談所	52
福祉（介護）タクシーの運行	52
利用料が減免される施設	53
<b>11 相談の窓口</b>	<b>54</b>
日立市役所	54
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉課</li> <li>・ 子育て支援課</li> <li>・ 介護保険課</li> <li>・ 日立市保健センター</li> <li>・ 高齢福祉課</li> <li>・ 子ども施設課</li> <li>・ 国民健康保険課</li> <li>・ 日立市教育プラザ</li> <li>・ 社会福祉課</li> <li>・ 市営住宅課</li> <li>・ 教育委員会学務課</li> </ul>	
各種相談機関	55
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日立市社会福祉協議会</li> <li>・ 茨城県日立児童相談所</li> <li>・ 茨城県精神保健福祉センター</li> <li>・ 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ</li> <li>・ 日立公共職業安定所（ハローワーク日立）</li> <li>・ 障害者就業・生活支援センターまゆみ</li> <li>・ 茨城県難病相談支援センター</li> <li>・ 障害者なんでも相談室</li> <li>・ 茨城県福祉相談センター</li> <li>・ 茨城県日立保健所</li> <li>・ 茨城県立あすなろの郷地域生活支援センター</li> <li>・ 茨城県立視覚障害者福祉センター・点字図書館</li> <li>・ 茨城県障害者職業センター</li> <li>・ 茨城県発達障害者支援センターあい</li> <li>・ 茨城県障害者権利擁護センター</li> <li>・ 法テラス茨城</li> </ul>	
<b>12 相談制度</b>	<b>57</b>
民生委員・児童委員	57
障害者相談員	57
こどもの発達相談	58
<b>13 スポーツ・文化</b>	<b>60</b>
スポーツ大会	60
文化	60
<b>14 関連資料</b>	<b>61</b>
市内障害者団体	61
その他の団体	61
<b>15 障害程度等級表</b>	<b>63</b>
身体障害者障害程度等級表	63

			障害基礎年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	日立市特別福祉手当	茨城県心身障害者扶養共済	日立市難病患者福祉手当	医療福祉費支給制度	後期高齢者医療費	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院）	指定難病特定医療費	小児慢性特定疾患医療費	補装具費の支給	日常生活用具の給付		
掲載ページ			10	11	11	12	12	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	19	19-26		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	国 民 年 金 法 ・ 厚 生 年 金 法 の 等 級 に よ る	△	○	○	○	○	△		○		△	△				○	△		
		2			△	○	○	△		○		△	△					○	△		
		3				○		△							△	△				○	△
		4				△		△							△	△				○	△
		5													△	△				○	△
		6													△	△				○	△
	視覚障害	1		△	○	△	○	○	△		○		△	△						○	△
		2			△	△	○	○	△		○		△	△						○	△
		3				△		△							△	△				○	△
		4				△									△	△				○	△
		5													△	△				○	△
		6													△	△				○	△
	平衡聴覚又は機能障害	2		△	△	△	○	○	△		○		△	△						○	△
		3				△		△	△						△	△				○	△
		4				△									△	△				○	△
		5													△	△				○	△
		6													△	△				○	△
																△	△				○
	音声・言語・そしゃく	3				△		△	△						△	△				△	△
		4				△									△	△					△
		5													△	△					△
		1		△	△	△	△	○	△		○		△	△							△
		2				△		○	△		○		△	△							△
	内部障害	3				△		△	△		○		△	△							△
4				△									△	△					△		
①		△	○	○	○	○	△		○		○								△		
A			△	○	△	○	△		○		○								△		
療育手帳	B			△	△	△	△		○												
	C			△		△	△														
	1	△	△	△		○	△		△					△					△		
	2			△		△	△							△							
精神障害者福祉手帳	3			△		△	△							△							
	難病患者等								○							○	○		△		

○印: 該当

△印: 年齢や所得状況などで制限を受ける場合があります。

			障害福祉サービス等	訪問入浴サービス	訪問理美容費の助成	寝具洗濯乾燥消毒費の助成	中途失明者緊急生活訓練	日中一時支援事業	日立市障がい児児童クラブ	移動支援事業	日立市福祉作業所等交通費助成	緊急通報システム事業	Net119緊急通報システム	緊急ファックス通報	ファクシミリ使用料助成	手話通訳者・要約筆記者の派遣	点字市報・声の市報	点訳・音訳奉仕	住宅リフォーム費の助成					
掲載ページ			27-30	31	31	31	32	32	32	33	33	34	34	34	35	35	36	36	36					
身体障害者手帳	肢体不自由	1	障害者総合支援法等に基づく個別の支給決定による	△	○	○		○	特別支援学校に在籍している児童・生徒	△	日立市から障害福祉サービスへの支給決定を受けている方	△							△					
		2		△	○	○		○		△		△									△			
		3								○		△												
		4								○		△												
		5								○		△												
		6								○		△												
	視覚障害	1						△		○		△	△	△		△						○	○	
		2						△		○		△	△	△								○	○	
		3						△		○		△	△	△								○	○	
		4						△		○		△	△	△								○	○	
		5						△		○		△	△	△								○	○	
		6						△		○		△	△	△								○	○	
	平衡機能又は聴覚障害	2								○		○		△		△	○	○	△	○				
		3												△		△	○	○	△	○				
		4												△			○	○		○				
		5												△			○	○		○				
		6												△			○	○		○				
		3												△		△	○	○	△	○				
	音声・言語・そしゃく	4												△			○	○		○				
		5												△			○	○		○				
		5												△			○	○		○				
	内部障害	1								○		○		△										
		2								○		○		△										
		3												△										
4										△														
療育手帳	知的障害	①						○		△										△				
		A						○		△														
		B						○		△														
		C						○		△														
精神障害者福祉手帳	精神障害	1						○		△														
		2						○		△														
		3						○		△														
難病患者等								△		△														

○印:該当

△印:年齢や所得状況などで制限を受ける場合があります。

			自動車改造費の助成	自動車運転免許取得の助成	市営自転車駐輪場使用料の免除	生活福祉資金貸付	地域生活支援センター	身体障害者補助犬の給付	JR運賃の割引	(路線)バス運賃の割引	タクシー料金の割引	日立市中心身障害者通院通所交通費助成	有料道路通行料の割引	(国内)航空運賃の割引	大洗フェリー運賃の割引	所得税・市県民税の控除・減免	相続税・事業税の減免	市営住宅特別控除
掲載ページ			37	37	37	38	38	38	39	39	40	40	41	42	42	43	44	44
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		3		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○	○	○	△	△	○	○	○	○	○
		5			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
		6			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
	視覚障害	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		2		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		3		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		5			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
		6			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
	平衡機能又は聴覚障害	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		3		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
		5			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
		6			○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
		音声・言語・そしゃく	3		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○
	4			○	○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
	5				○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
	内部障害	1		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		2		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		3		○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○	○	○			△	○	○	○	○
療育手帳	知的障害	㊤		○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
		A		○	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
		B		○	○	○		○	○	○				○	○	○	○	
		C		○	○	○		○	○	○				○	○	○	○	
保健福祉手帳	精神障害	1		○		○	○		○			○		○	○	○	○	
		2		○		○	○		○			○		○	○	○	○	
		3		○		○	○		○					○	○	○	○	
難病患者等																		

○印:該当

△印:年齢や所得状況などで制限を受ける場合があります。

			自動車税・軽自動車税の減免	障害者特別雇用奨励金	N T T 番号案内の無料	携帯電話料金の割引	N H K 放送受信料の減免	はり・きゅう・マッサージ施術費助成	視覚障害者への図書の郵送貸出し	駐車禁止の除外	いばらき身障者等駐車場利用証	郵便による投票	青い鳥郵便葉書の無償配布	郵便料金の減免	身体障害者結婚相談	福祉（介護）タクシーの運行	利用料が免除される施設		
掲載ページ			45-46	47	48	48	48	49	49	49	50	51	51	51	52	52	53		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	障害者を雇用する事業者への補助	○	○	△	○		△	△	○	○		○	車いす、移動用寝台装置をご利用の方	○		
		2	○		○	○	△	○		△	△	○	○		○		○		
		3	△			○	△				△	△					○	○	
		4	△			○	△				△	△					○	○	
		5	△			○	△				△	△					○	○	
		6	△			○	△				△	△					○	○	
	視覚障害	1	○		○	○	△	○	○	○	△	△		○	○		○		○
		2	○		○	○	△	○	○	○	△	△		○	○		○		○
		3	○		○	○	△		○	○	△	△			○		○		○
		4	○		○	○	△		○		△	△			○		○		○
		5			○	○	△		○			△			○		○		○
		6			○	○	△		○						○		○		○
	平衡機能又は聴覚障害	2	○		○	○	△	○	○	○	○	△		○	○		○		○
		3	○		○	○	△					△			○		○		○
		4			○	○	△					△			○		○		○
		5			○	○	△					△			○		○		○
		6				○	△								○		○		○
							○	△							○		○		○
	音声・言語・そしゃく	3			○	○	△										○		○
		4			○	○	△										○		○
		5				○	△										○		○
		1	○			○	△	○	○	△	△	△	○		○		○		○
		2	○			○	△	○	○	△	△	△	○		○		○		○
	内部障害	3	○			○	△					△	△	△			○		○
4				○	△					△	△	△		○		○			
①		○	○	○	△				△	△		○				○			
A		○	○	○	△				△	△		○				○			
療育手帳	B		○	○	△											○			
	C		○	○	△											○			
	1	△	○	○	△				△	△						○			
保健福祉手帳 精神障害者	2		○	○	△											○			
	3		○	○	△											○			
				○	○	△										○			
難病患者等					○						△								

○印: 該当

△印: 年齢や所得状況などで制限を受ける場合があります。

## 2 障害者手帳

### 身体障害者手帳

身体に障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級まであります。

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障害がある方 ※P. 63～65を参照してください。
手続	下記を参照してください。
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111 各支所
その他	一部の障害の方には一定期間後に再認定を受けていただくことがあります。

#### <必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		2枚	○	
再交付申請	障害の程度が変わったとき	1枚	○	○
	障害が追加になったとき	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚		○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)				○
<p>・写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの (ポラロイド写真、コピー機やパソコン等のプリンターで印刷したものは使用できません。)</p> <p>・診断書について： 身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したもの。ただし、作成日から3か月以内のものに限ります。）</p> <p>◎所定の用紙がありますので、窓口でお受取下さい。</p> <p><b>※ 住所が変わったときは、新しい居住地の市町村障害福祉担当窓口到手帳を持参して、居住地変更の届等をしてください</b></p>				

## 療育手帳

知的障害のある方に対して、一貫した療育、援助を行うとともに、障害者福祉の制度や各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

茨城県福祉相談センター又は茨城県日立児童相談所において、医学的、心理学的に判定し、知的障害と認定された方に交付されます。

障害の程度により④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)があります。一定期間後に、再判定が必要です。

対象者		茨城県福祉相談センター又は茨城県日立児童相談所で知的障害と判定された方	
手続	新規申請の場合	下記へ直接ご相談してください。(市の窓口では受付できません) ・判定日に手帳の交付申請手続きをしてください。 ・写真(1枚)をご用意ください。	
		18歳以上の方	茨城県福祉相談センター(電話 029-221-0800)
		18歳未満の方	茨城県日立児童相談所(電話 0294-22-0294)
	新規以外の場合	・各種手続きは下記を参照してください。 ・窓口 障害福祉課 電話 0294-22-3111	
	再判定の場合	・次の判定年月までに、茨城県福祉相談センター又は茨城県日立児童相談所へ再判定の予約をしてください。 ・療育手帳をご用意ください。	

## ＜必要なもの＞

手続の種類		写真	手帳
他都道府県から転入したとき(交付申請)		1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	1枚	○
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
死亡、障害に該当しなくなったとき			○
<p>・写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの(ポラロイド写真、コピー機やパソコン等のプリンターで印刷したものは使用できません。)</p> <p>※ 住所が変わったときは、新しい居住地の市町村障害福祉担当窓口到手帳を持参して、居住地変更の届等をしてください。</p>			

## 療育手帳の障害程度の判定等

障害の程度は、次の基準により最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障害の程度の記載欄には、最重度の場合は「㊤」、重度の場合は「A」、中度の場合は「B」、軽度の場合は「C」と表示されます。

なお、障害程度は茨城県福祉相談センター又は茨城県日立児童相談所において判定されます。

㊤ 最重度	知能指数がおおむね 20 以下の方 知能指数がおおむね 35 以下で 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
A 重 度	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の方 知能指数がおおむね 50 以下で 1 級から 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
B 中 度	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の方 知能指数がおおむね 60 以下で 4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
C 軽 度	㊤、A 又は B に該当しない方で、知能指数がおおむね 70 以下と判定された方

※判定は生活能力の程度によっても変わります。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための、各種支援策を受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級まであります。

対象者	精神障害のため長期（6か月以上）にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
手続	下記を参照してください
備考	手帳の有効期間は2年間です。 更新を希望する方は手帳の有効期限の3か月前から申請ができますので、期間内に申請してください。

## ＜必要なもの＞

手続の種類		写真	診断書	障害年金証書等	手帳	個人番号を確認できるもの
初めて交付申請するとき		1枚	(○) 又は	(○)		○
更新するとき		1枚	(○) 又は	(○)	○	○
障害の程度が変わったとき						
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚				○
	手帳を破損したとき	1枚			○	○
	手帳を汚損したとき	1枚			○	○
変更届	住所が変わったとき				○	○
	氏名が変わったとき				○	○
死亡、障害に該当しなくなったとき					○	

## (留意点)

- 写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの（ポラロイド写真、コピー機やパソコン等のプリンターで印刷したものは使用できません。）  
※希望により写真を貼らないこともできます。（一部制度の適用が受けられないことがあります）
- 診断書について  
精神障害者保健福祉手帳用診断書（所定の用紙がありますので、窓口でお受取ください。）  
※初診日から6か月を経過した日以後のもので、作成日から3か月以内のもの
- 年金証書等で申請される方  
精神障害を理由に障害年金を受給している場合、年金証書等の写しなど（年金証書番号、氏名が記載されている書類）で手続できます。

※ 住所が変わったときは、新しい居住地の市町村障害福祉担当窓口到手帳を持参して、居住地変更の届等をしてください。

## 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

障害の程度は、次の基準により1級、2級、3級と表示されます。  
なお、障害程度は茨城県精神保健福祉センターにおいて判定されます。

1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

### 3 年金と手当

身 知 精 難

#### 障害基礎年金

病気やけがによって一定の障害状態になり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によりその障害の程度に応じて年金を支給します。

(令和4年4月現在)

年金の額	1級	972,250円(年額)
	2級	777,800円(年額)
対象者	次のすべてを満たしている方 (1) 障害の原因となった病気やけがにより、初めて医師の診察を受けた日(初診日)に次のいずれかに該当していること ① 国民年金に加入中の方 ② 20歳前又は60歳以上65歳未満の日本に住んでいる方で、年金制度に加入していない方 (2) 初診日から1年6か月経過した日又は症状が固定した日(障害認定日)に国民年金法に定める一定の障害(1級・2級)に該当していること (3) 次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること。 なお、保険料の納付状況は、初診日の前日で判断されます。 ① 初診日の属する前々月までの保険料を納付すべき期間のうち保険料納付済期間(免除納付猶予期間を含む)が2/3以上あること ② 令和8年4月1日前に初診日があり、初診日において65歳未満であるときは、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと	
支給方法	2・4・6・8・10・12月の6回に分けて振り込みます。	
窓口	・国民健康保険課(国民年金加入者) 電話 0294-22-3111 ・日立年金事務所(厚生年金加入者) 電話 0294-24-2193	
備考	詳細は窓口にお問合せください。	

※ 年金額は変更となる場合がありますので、手続きの際に御確認ください。

## 特別障害者手当

身体又は精神の障害が、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

※この手当は、申請し、認定を受ける必要があります。

(令和 4 年 4 月現在)

対 象 者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障害が重複している等により特別の介護を必要とする方	27,300 円	年 4 回 2・5・8・11 月（口座振込）
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設等に入所している場合</li> <li>・病院等に 3 か月を超えて入院している場合</li> <li>・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止)</li> </ul>	
手 続	手帳、所定の診断書、本人名義の預金通帳、個人番号を確認できる書類	
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111	

※ 手当額は変更となる場合がありますので、手続きの際に御確認ください。

## 障害児福祉手当

身体又は精神に重い障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする 20 歳未満の方に支給されます。

※この手当は、申請し、認定を受ける必要があります。

(令和 4 年 4 月現在)

対 象 者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳 1 級程度の方 療育手帳④程度の方 又は同程度の精神障害の方	14,850 円	年 4 回 2・5・8・11 月（口座振込）
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を支給事由とする年金を受給できる場合</li> <li>・福祉施設等に入所している場合</li> <li>・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止)</li> </ul>	
手 続	手帳、所定の診断書、本人名義の預金通帳、個人番号を確認できる書類	
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111	

※ 手当額は変更となる場合がありますので、手続きの際に御確認ください。

## 特別児童扶養手当

身体又は精神に障害のある 20 歳未満の児童を養育している保護者の方に支給されます。  
**※この手当の支給を受けるには、申請し、認定を受ける必要があります。**

(令和 4 年 4 月現在)

	対 象 の 障 害	支 給 月 額	支 給 方 法
1 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳おおむね 1 級・2 級</li> <li>・療育手帳④・A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳おおむね 1 級</li> </ul>	52,400 円	年 3 回 4・8・11 月 (口座振込)
2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳おおむね 3 級</li> <li>・療育手帳おおむね B</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳おおむね 2 級</li> </ul>	34,900 円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が児童福祉施設に入所している場合（親子入所を除く）</li> <li>・児童が障害による公的年金を受給できる場合</li> <li>・受給者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）</li> </ul>		
手 続	手帳、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、所定の診断書、振込先口座申出書（金融機関の証明印、又は振込口座の通帳の写しが必要です）、個人番号を確認できる書類		
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111		
備 考	診断書は省略できる場合がありますので、お問合せください。		

※ 手当額は変更となる場合がありますので、手続きの際に御確認ください。

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより父親と生計を共にしていない児童の母、父母の離婚などにより母親と生計を共にしていない児童の父、あるいは父母に代わってその児童を養育しているかたに支給されます。**※この手当の支給を受けるには、申請し、認定を受ける必要があります。**

	支 給 の 対 象 と な る 児 童	支 給 方 法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父母のいずれかが死亡した児童</li> <li>・父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童</li> <li>・父母のいずれかの生死が明らかでない児童</li> <li>・父母のいずれかが引き続き 1 年以上遺棄している児童</li> <li>・父母のいずれかが保護命令を受けている児童</li> <li>・父母のいずれかが引き続き 1 年以上刑務所等に拘禁されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで出産した児童</li> <li>・その他上記に準ずる状態にある児童</li> </ul>	年 6 回 5・7・9・ 11・1・3 月 (口座振込)
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者、その配偶者又は同居の扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合</li> <li>・児童が児童福祉施設等に入所している場合</li> </ul>	
窓 口	子育て支援課 電話 0294-22-3111	
備 考	詳細及び手続きについては子育て支援課にご相談ください。	

日立市特別福祉手当

身体又は精神に重度の障害のある方又は同居・養育している方に支給します。  
**※この手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。**

対 象 者		支給月額	支給方法
①	身体障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級又は2級の方</li> <li>・身体障害者手帳3級で20歳未満の方</li> <li>・身体障害者手帳下肢障害4級で20歳未満の方</li> </ul>	3,000円	年2回 3・9月 (口座振込)
②	知的障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳④又はAの方</li> <li>・療育手帳Bで20歳未満の方</li> <li>・身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方を所持している方</li> <li>・身体障害者手帳4級と療育手帳Cの両方を所持している方で20歳未満の方</li> </ul>		
③	精神障害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳2級で20歳未満の方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級の両方を所持している方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級の両方を所持している方で20歳未満の方</li> </ul>		
④	特別児童扶養手当1級又は2級の方		
⑤	上記に該当しない方で、母子療育ホーム、しいの木学園、ひまわり学園、太陽の家、日立特別支援学校に在籍している方	2,000円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児福祉手当、特別障害者手当などの支給を受けている方</li> <li>・日立市介護慰労金を受けている方</li> <li>・特別養護老人ホームや障害者支援施設などの施設に入所している方</li> <li>・障害程度に変更があった場合や各手帳の有効期間が終了した方</li> </ul>		
手 続	手帳、本人名義の預金通帳、個人番号を確認できる書類		
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111 各支所		

## 茨城県心身障害者扶養共済制度

心身障害児（者）の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、掛金に応じて障害児（者）に対し終身年金を支給する制度です。

加入者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入年度の4月1日現在で、年齢が65歳未満であること</li> <li>・特別の疾病又は障害がないこと</li> <li>・障害のある方に対して、加入できる保護者は1人であること</li> <li>・県内在住であること</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳を所持する方</li> <li>・身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方</li> <li>・精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記の障害と同程度の障害と認められる方</li> </ul>
掛 金	1口9,300円～23,300円（月額） ※加入者の年齢に応じて金額が異なります。 ※2口加入の場合は倍額
給 付 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が死亡又は重度障害となったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。</li> <li>・年金支給前に障害児（者）が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入1年未満は支給なし）</li> <li>・制度から脱退した場合は、加入期間に応じ脱退一時金が支給されます。（加入5年未満は支給なし）</li> </ul>
手 続	住民票（保護者、障害児（者））、手帳、印かん、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

難

## 日立市難病患者福祉手当

難病患者又はその保護者に対し、手当を支給します。

**※この手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。**

対象者	支給年額	支給方法
茨城県が交付する一般特定疾患医療受給者証又は指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方	20,000円	3・9月に10,000円ずつ （口座振込）
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立市特別福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当又は日立市介護慰労金の支給を受けている場合</li> <li>・一般特定疾患医療受給者又は指定難病特定医療費受給者に該当しなくなった場合</li> </ul>	
手 続	茨城県が交付する一般特定疾患医療受給者証又は指定難病特定医療費受給者証の写し、本人名義の預金通帳、個人番号を確認できる書類	
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111	

## 4 保健と医療

身 知 精

### 医療福祉費支給制度（マル福制度）

健康保険を利用して診察を受けた場合の自己負担分の費用を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級・2級・3級の方（3級は内部機能障害に限る）</li> <li>・療育手帳④・A・Bの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の方</li> <li>・障害年金（身体障害、知的障害又は精神障害による）の1級相当の方</li> <li>・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給対象となっている方</li> <li>・日立市特別福祉手当受給者で65歳以上の方</li> <li>・日立市障害福祉施設（母子療育ホーム、ひまわり学園、しいの木学園、太陽の家、日立特別支援学校）に在籍している方</li> </ul>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合（受給制限）
手続	健康保険証、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は証書（障害年金の証書、特別児童扶養手当の証書）
窓口	国民健康保険課 電話 0294-22-3111 各支所
備考	<p>※ 県外の病院での受診や治療用装具購入等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付の上、申請してください。</p> <p>※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療被保険者の方が対象となります。</p>

身 知 精

### 障害認定による後期高齢者医療の受給資格

一定の障害程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度により、所得の状況に応じて1割又は3割の自己負担で医療を受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級の方</li> <li>・身体障害者手帳4級のうち音声言語機能障害、下肢機能障害の一部の方</li> <li>・療育手帳④、Aの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方</li> <li>・障害年金（身体障害、知的障害又は精神障害による）1～2級の方</li> </ul>
手続	健康保険証、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）又は証書（障害年金の証書）
窓口	国民健康保険課 電話 0294-22-3111
備考	既に後期高齢者医療被保険者である方は、この手続きをする必要はありません。

### 自立支援医療（更生医療）

身体に障害のある18歳以上の方で、障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療にかかる医療費について、自己負担分を原則1割とする制度です。

対象者	身体障害者手帳を有している18歳以上の方で、手術により障害の除去・軽減が見込まれる又は確実なる治療効果が期待される医療を受ける方
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて自己負担の上限が決められています。
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・指定医療機関の意見書（所定の用紙）</li> <li>・健康保険証（同一世帯・同一保険加入者全員）</li> <li>・世帯の課税状況を証明できるもの（日立市で課税状況が確認できる場合で、日立市による確認に同意いただける場合は不要）</li> <li>・障害年金等を受給している場合は、年金額が確認できるもの（年金振込通知書、通帳等）</li> <li>・個人番号を確認できる書類</li> <li>・特定疾病療養受療証（受給している場合）</li> </ul>
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

### 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある18歳未満の方で、その障害の除去・軽減のために受ける医療にかかる医療費について、自己負担分を原則1割とする制度です。

対象者	身体上の障害を有する、又は現存する疾患が将来において障害を残すと認められる18歳未満の方で、障害の除去・軽減など、確実な治療の効果が期待される医療を受ける方
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて自己負担の上限が決められています。
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関の意見書（所定の用紙）</li> <li>・健康保険証（同一世帯・同一保険加入者全員）</li> <li>・世帯の課税状況を証明できるもの（日立市で課税状況が確認できる場合で、日立市による確認に同意いただける場合は不要）</li> <li>・個人番号を確認できる書類</li> </ul>
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

### 自立支援医療（精神通院）

精神疾患等にかかる通院医療費の自己負担分を原則 1 割とする制度です。

対 象 者	精神疾患等により通院医療を受けている方(入院は対象外)
費 用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて自己負担の上限が決められています。
手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定医療機関の診断書（所定の用紙）</li> <li>・ 健康保険証</li> <li>・ 世帯の課税状況を証明できるもの（日立市で課税状況が確認できる場合で、日立市による確認に同意いただける場合は不要）</li> <li>・ 障害年金等を受給している場合は、年金額が確認できるもの（年金振込通知書、通帳等）</li> <li>・ 個人番号を確認できる書類</li> </ul>
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備 考	受給者証の有効期間は 1 年間です。 再認定を受ける方は、受給者証の有効期限の 3 か月前から申請ができますので、有効期間内に申請してください。（診断書の提出は 2 年に 1 回）

### 指定難病特定医療費の助成

対象疾患にり患し、医療機関においてその治療をしている方で、病状が一定の基準を満たす方に対し、医療費を助成します。（所得に応じた自己負担があります。）

窓 口	日立保健所 電話 0294-22-4188
対象疾患	日立保健所にお問合せください。

### 心身障害児（者）の歯科診療

常時介護が必要であり、歯科医療機関では対応が困難な障害者の歯科治療のため、下記の診療所において診療を行います。

#### 日立市心身障害者歯科診療所

窓 口	助川町 5-11-3（鳩が丘さくら福祉センター内） 電話 0294-24-1748
診 療 日	水曜日・木曜日（予約制） 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

#### （公社）茨城県歯科医師会 口腔センター水戸

窓 口	水戸市見和 2-292-1 電話 029-254-4177
診 療 日	診療内容により診察日が異なります。詳細はお問合せください。（予約制）
診 療 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 小児慢性特定疾病（難病）医療費の助成

子どもの慢性疾病のうち、下記の疾患について、医療費の患者自己負担分の一部を公費で負担します。

(令和3年11月1日現在)

対象者	下記の病気にかかっている18歳未満の児童(18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満まで)で、保護者が茨城県内に居住している方
窓口	日立保健所 電話 0294-22-4192
対象疾患群	<p>※疾患ごとに一定の対象基準が設けられています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 悪性新生物（白血病、骨髄異形成症候群 等）</li> <li>2 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎 等）</li> <li>3 慢性呼吸器疾患（気道狭窄、気管支喘息 等）</li> <li>4 慢性心疾患（洞不全症候群、大動脈狭窄症 等）</li> <li>5 内分泌疾患（下垂体機能低下症、甲状腺機能低下症 等）</li> <li>6 膠原病（膠原病疾患、血管炎症候群 等）</li> <li>7 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病 等）</li> <li>8 先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常症、有機酸代謝異常症 等）</li> <li>9 血液疾患（巨赤芽球性貧血、自己免疫性溶血性貧血 等）</li> <li>10 免疫疾患（複合免疫不全症、後天性免疫不全症 等）</li> <li>11 神経・筋疾患（脊髄髄膜瘤、筋ジストロフィー 等）</li> <li>12 慢性消化器疾患（難治性下痢症、ポリポーシス 等）</li> <li>13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</li> <li>14 皮膚疾患群（眼皮膚白皮症、先天性魚鱗癬 等）</li> <li>15 骨系統疾患（胸郭不全症候群 等）</li> <li>16 脈管系疾患（脈管奇形）</li> </ol>

## 5 補装具及び日常生活用具

**身 難**

### 補装具費の支給

身体障害者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。

**※必ず購入・修理の前に手続きが必要です。**

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等。ただし、対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市町村民税所得割の税額が46万円以上の方がいる場合は、対象となりません。
費用	購入する用具の1割が自己負担（市民税非課税世帯は負担なし）となります。ただし、購入する用具の価格が補助基準（限度）額を超える場合、超過額は利用者の負担となります。
手続	身体障害者手帳、難病を証明する書類、医師の意見書、個人番号が確認できる書類
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備考	介護保険制度の対象とならない場合に限りです。

### <補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）
視覚障害	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置

**身 知 精 難**

### 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

**※必ず購入の前に手続きが必要です。**

対象者	次ページ以降をご覧ください。
費用	購入する用具の1割が自己負担（市民税非課税世帯は負担なし）となります。ただし、購入する用具の価格が補助基準（限度）額を超える場合、超過額は利用者の負担となります。
手続	証明となるもの（身体障害者手帳、療育手帳等、難病患者と証明できるもの）、個人番号を確認できる書類
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備考	対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市町村民税所得割の税額が46万円以上の方がいる場合は、対象となりません。また、介護保険において、同様のサービス（福祉用具のレンタル、購入費の支給等）が受けられる方は対象になりません。

「日常生活用具一覧表」 (令和3年4月1日現在)

(1) 肢体不自由の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の方	障害者	—
2	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の方 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 (いずれも常時介護を要する方)	障害者	障害児 (3歳以上)
3	エアマット	両上肢機能障害2級以上及び両下肢機能障害1級の方 両上肢機能障害2級以上及び体幹機能障害1級の方 (いずれも常時介護を要する方)	障害者	—
		両上肢及び両下肢機能障害2級以上の方 両上肢及び体幹機能障害2級以上の方 (いずれも常時介護を要する方)	—	障害児 (3歳以上)
4	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の方(常時介護を要する方)	障害者	障害児 (学齢児以上)
5	スリングシート	両下肢又は体幹機能障害2級以上の方(入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を要する方)	障害者	障害児 (3歳以上)
6	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方)	障害者	障害児 (学齢児以上)
7	移動用リフト	両下肢又は体幹機能障害2級以上の方(入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を要する方)	障害者	障害児 (3歳以上)
8	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の方	—	障害児 (3歳以上)
9	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の方	—	障害児 (学齢児以上)
10	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する方であって、入浴に介助を要する方	障害者	障害児 (3歳以上)
11	便器	両下肢又は体幹機能障害2級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
12	つえ(T字状・棒状)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する方であって、移動等において介助を要する方	障害者	障害児 (3歳以上)
13	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する方であって、家庭内の移動等において介助を要する方	障害者	障害児 (3歳以上)
14	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する方	障害者	障害児

種 目		障害の程度等	対象者	
15	特殊便器	両上肢機能障害 2 級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
16	携帯用会話補助装置	肢体不自由な方であって、発声・発語に著しい障害を有する方	障害者	障害児 (学齢児以上)
17	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方であって、障害等級 3 級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害 2 級以上の方）	障害者	障害児 (3 歳以上)
18	収尿器	肢体不自由な方であって、脊髄損傷等により排尿を自分の意思でコントロールすることができない方	障害者	障害児 (3 歳以上)
19	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)

(2) 視覚障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者	—
2	盲人用はかり	視覚障害 2 級以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者	—
3	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
4	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者	障害児 (学齢児以上)
5	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者	—
6	情報・通信支援用具	視覚障害 2 級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
7	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上及び聴覚障害 2 級の方又は視覚障害 1 級の方であって、必要と認められる方（就労もしくは就学している又は就労が見込まれる方）	障害者	障害児
8	点字器	視覚障害を有する方	障害者	障害児 (学齢児以上)
9	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の方（就労もしくは就学している又は就労が見込まれる方）	障害者	障害児

種 目		障害の程度等	対象者	
10	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
11	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
12	音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上の方	障害者	障害児 (学齢児以上)
13	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する方であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方	障害者	障害児 (学齢児以上)
14	盲人用時計(触読・音声)	視覚障害２級以上の方(音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な方を原則とする。)	障害者	—
15	点字図書	視覚障害を有する方であって、主に情報の入手を点字によって行っている方	障害者	障害児
16	盲人用血圧計(音声式)	視覚障害２級以上の方(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者	—

### (3) 聴覚障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の方(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	障害者	—
2	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	障害者	障害児 (学齢児以上)
3	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する方であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	障害者	障害児
4	人工内耳用電池	聴覚障害を有する方であって人工内耳を装着している方	障害者	障害児

### (4) 音声・言語機能障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害の方であって、発声・発語に著しい障害を有する方	障害者	障害児 (学齢児以上)
2	人工喉頭	音声機能障害３級以上の方(喉頭を摘出した方)	障害者	障害児
3	ネブライザー	音声・言語機能障害３級(喉頭摘出者に限る。)若しくは同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる方	障害者	障害児 (学齢児以上)

種 目		障害の程度等	対象者	
4	電気式たん吸引器	音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る。） 若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
5	人工鼻	音声機能障害3級の方であって、喉頭摘出により埋込型の人工喉頭を常時使用する方	障害者	障害児

（5）じん臓機能障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う方	障害者	障害児 （3歳以上）

（6）呼吸器機能障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の方若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
2	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の方若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
3	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器を装着している障害等級1級の身体障害者（児）若しくは人工呼吸器の装着が必要な障害等級1級の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	障害者	障害児
4	手動式人工呼吸器	人工呼吸器を装着している障害等級1級の身体障害者（児）若しくは人工呼吸器の装着が必要な障害等級1級の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	障害者	障害児
5	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	障害者	—
6	発電機	呼吸機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、常時人工呼吸器、酸素濃縮器等を使用する方 呼吸機能障害3級以上又は音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る。）若しくは同程度の身体障害者（児）であって、電気式たん吸引器を使用する方 呼吸機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児

(7) ぼうこう、直腸機能障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	ストマ用装具 (蓄尿袋)	ぼうこう機能障害4級以上の方	障害者	障害児
2	ストマ用装具 (蓄便袋)	直腸機能障害4級以上の方	障害者	障害児
3	排泄処理用具 (紙おむつ等)	ぼうこう又は直腸機能障害4級以上の方であって、ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な方 脳性麻痺等脳原性運動機能障害を有する方であって、排尿、排便の意思表示が困難な方 発症時期が6歳未満の方で、両上肢機能障害1級及び両下肢又は体幹機能障害1級の方で、必要と認められる方	障害者	障害児 (3歳以上)

(8) 知的障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	特殊マット	療育手帳A以上の方	障害者	障害児 (3歳以上)
2	頭部保護帽	療育手帳A以上の方であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	障害者	障害児
3	電磁調理器	療育手帳A以上の方	障害者	—

(9) 精神障害の方

種 目		障害の程度等	対象者	
1	頭部保護帽	障害等級1級の精神障害者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	障害者	障害児

(10) 難病患者の方 (診断書などから、市が必要と認めた場合に限りです。)

種 目		障害の程度等	対象者	
1	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	—
2	特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる方 (常時介護を必要とする方)	障害者	障害児 (3歳以上)
3	エアマット	寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる方 (常時介護を必要とする方)	障害者	障害児 (3歳以上)
4	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等であって、必要と認められる方 (常時介護を必要とする方)	障害者	障害児 (学齢児以上)

種 目		障害の程度等	対象者	
5	スリングシート	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方（入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を必要とする方）	障害者	障害児 （3歳以上）
6	体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる方（下着交換等に当たって家族等他人の介助を必要とする方）	障害者	障害児 （学齢児以上）
7	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方（入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を必要とする方）	障害者	障害児 （3歳以上）
8	訓練いす	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	—	障害児 （3歳以上）
9	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	—	障害児 （学齢児以上）
10	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （3歳以上）
11	便器	常時介護を要する難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
12	つえ（T字状・棒状）	下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （3歳以上）
13	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （3歳以上）
14	頭部保護帽	下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児
15	特殊便器	両上肢機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
16	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
17	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児 （学齢児以上）
18	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児
19	手動式人工呼吸器	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児
20	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は両上肢機能に障害のある方）。	障害者	障害児 （3歳以上）

種 目		障害の程度等	対象者	
21	発電機	呼吸機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、常時人工呼吸器、酸素濃縮器等を使用する方 呼吸機能障害 3 級以上又は音声・言語機能障害 3 級（喉頭摘出者に限る。）若しくは同程度の身体障害者（児）であって、電気式たん吸引器を使用する方 呼吸機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる方	障害者	障害児

(11) 共通品目

種 目		障害の程度等	対象者	
1	火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は療育手帳 A 以上の知的障害者（児）、障害等級 1 級の精神障害者（児）、必要と認められる難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者	障害児
2	自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）及び療育手帳 A 以上の知的障害者（児）、障害等級 1 級の精神障害者（児）、必要と認められる難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者	障害児

## 6 障害福祉サービス

身 知 精 難

### 介護給付及び訓練等給付のサービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付と訓練等給付で利用の際の手続きの流れが異なります。

費 用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

#### <サービスの種類>

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上、著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が困難な方が外出するときに、移動に必要な情報の提供(代筆・代記を含む)や移動の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動等の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

訓練等給付	自立生活援助	精神障害などにより長期に入院していた方を対象として、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補うための相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(介護サービス包括型)</li> <li>・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。(外部サービス利用型)</li> </ul>

## 身 知 精 難

### 障害児通所支援のサービス

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

### <サービスの種類>

児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作や、知識・技能を身につけ、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作や、知識・技能を身につけ、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害等の状態にある障害児で、サービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅を訪問して日常的な動作の指導等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援等を行います。

指定相談支援

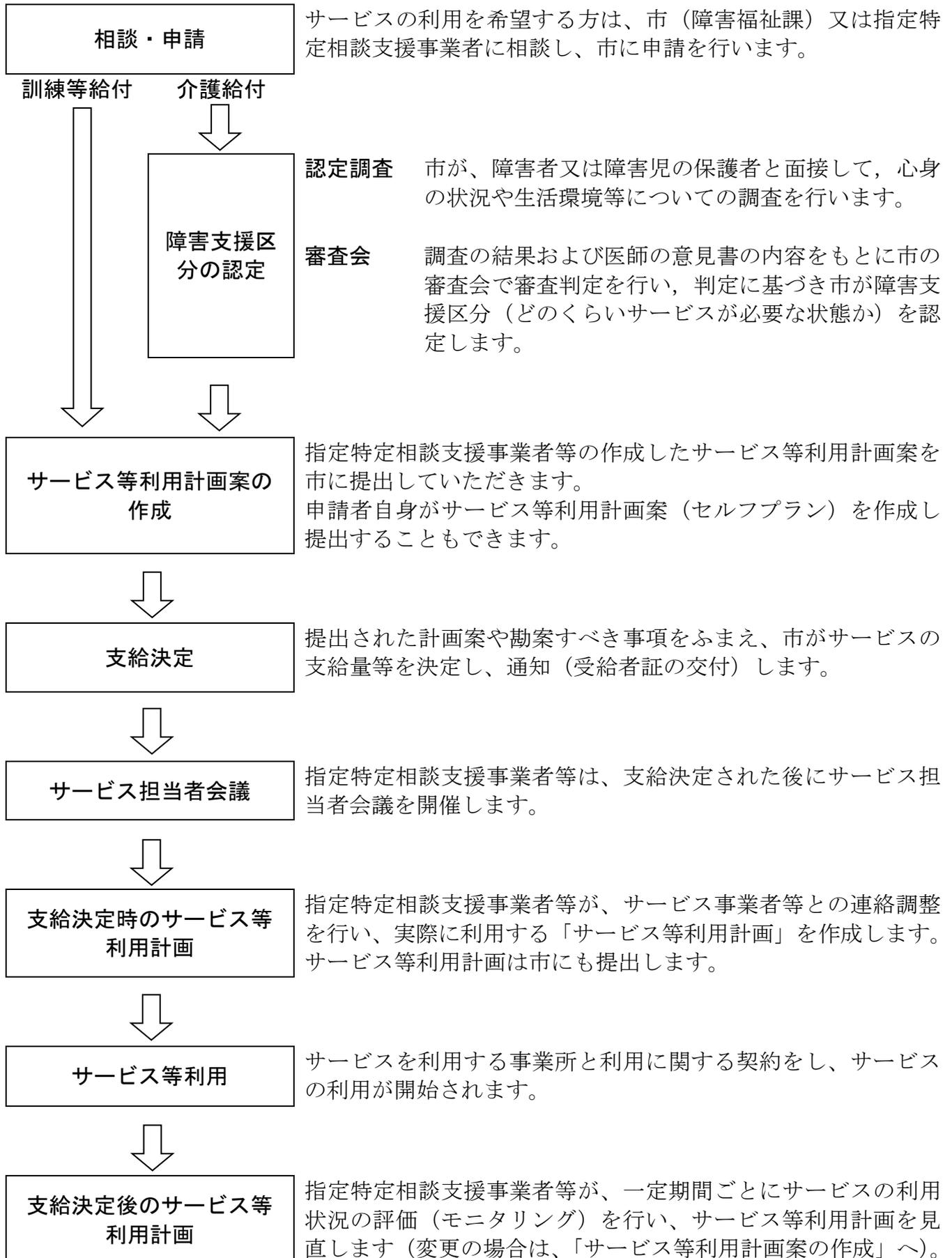
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
-----	-----------------------

<相談支援の種類>

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者及び障害児に対し、サービス利用計画の調整やモニタリングを行います
障害児相談支援	
地域相談支援	<p>〈地域移行支援〉</p> <p>障害者施設に入所している障害者や精神科に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを行います。</p>
	<p>〈地域定着支援〉</p> <p>単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などを行います。</p>

## 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用のしかた（申請から利用までの流れ）



## 7 その他の地域生活支援

身

### 訪問入浴サービス

日常生活で常時介護を要する重度の身体障害者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。

対象者	身体障害者手帳を所持する在宅の方で、ホームヘルプ等を利用しての入浴が困難な方
利用回数	1週につき2回まで
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

身

### 訪問理美容費の助成

理髪店や美容院に出向くことができない在宅の障害者の方が、在宅での理美容を受けやすくなるよう、訪問理美容の出張に要する経費（相当額）を助成します。

対象者	・身体障害者手帳1・2級をお持ちで、日常生活において常時介護を必要とする方 ・65歳以上で要介護3・4・5の方（申請は高齢福祉課）
助成額	1回につき1,000円の助成券を、1年間に6枚交付（通用は年度内）
問合せ	高齢福祉課又は障害福祉課 電話 0294-22-3111

※サービスを利用する時に、助成券使用をサービス提供者に申し出てください。

身

### 寝具洗濯乾燥消毒費の助成

在宅の重度身体障害者等に対し、寝具を洗濯、乾燥及び消毒するための費用の助成を行います。

対象者	・身体障害者手帳1・2級をお持ちで、日常生活において常時介護を必要とする方 ・65歳以上で要介護3・4・5の方（申請は高齢福祉課）
助成額	・1年間に6,000円分交付（通用は年度内） ・助成対象：対象者の寝具（掛布団、敷布団、毛布、ベッドパッド）の洗濯乾燥消毒に要する費用
問合せ	高齢福祉課又は障害福祉課 電話 0294-22-3111

※サービスを利用する時に、助成券使用をサービス提供者に申し出てください。

## 中途失明者緊急生活訓練

視覚障害により日常生活に支障をきたしている方に対し、自立更生・社会参加の促進を図るため必要な相談・指導訓練を行います。

指導内容	コミュニケーション技術、歩行技術、日常生活動作技術等
実施機関	茨城県立視覚障害者福祉センター 電話 029-221-0098
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 日中一時支援事業

介護者の方が、一時的に外出・休息をするために、心身障害児（者）を日中に一時的に施設に預けることができます。

内 容	一時預かり
費 用	・費用の1割が原則として自己負担となります（ただし課税状況に応じた負担軽減があります）。 ・利用料のほか食費などは実費負担となります。
手 続	手帳
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備 考	事前に日立市に登録申請が必要。利用申し込みは直接利用施設で行います。

## 日立市障がい児児童クラブ

特別支援学校に在籍する児童・生徒の放課後、長期休業日、振替休業日及び第3土曜日の活動を支援するとともに、保護者等の介護負担の軽減をすることができます。

対 象 者	日立市内に居住し、特別支援学校に在籍している児童・生徒
内 容	生活や遊びの指導
開 設 日	放課後及び長期休業日、振替休業日、第3土曜日 ※平日放課後は、放課後～18時（延長 18時～19時） 休業日は、8時～18時（延長 7時30分～8時、18時～19時） 第3土曜日以外の土曜日、日曜日及び祝日、8月13日から16日まで、及び12月29日から翌年1月3日までは休みとなります。
開設場所	日立特別支援学校 遊戯室 日立市鮎川町3-11-2
費 用	月額 4,000円 ※8月は8,000円、夏休みのみの入会は10,000円となります。 ※おやつ代別途徴収あり。 ※利用日数や課税状況により減免があります。
問 合 せ	日立市障がい児児童クラブ運営協議会 電話 0294-35-1892 障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援員を派遣します。

対 象 者	次に該当する方のうち単独で外出することが困難で、移動支援員の派遣が必要と認められる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>・療育手帳の交付を受けている方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている方など</li> </ul>
費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料の1割が原則として自己負担となります。（ただし課税状況に応じた負担軽減があります）</li> <li>・移動支援員の交通費、入場料等も利用者負担となります。</li> </ul>
手 続	手帳
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 日立市福祉作業所等交通費助成

就労意欲の促進及び利用者負担の軽減を図るため、福祉作業所等の障害者就労支援施設利用者に対し、交通費の一部を助成します。

対 象 者	日立市から、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）の支給決定を受けている方で、市内外の障害者就労支援施設にバス、鉄道等の公共交通を利用して通所している市内居住の方 ※ ただし、十王福祉作業所に通所する方で、巡回バスの無料乗車証の配布が受けられる方及び就労継続支援A型利用者を除きます。
助 成 額	1箇月分の片道交通費
手 続	手帳、本人名義の通帳
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの重度身体障害者が、自宅で急病や災害等のために援助を必要とするときに、日立市消防本部に通報し、助けを求めることができます。

対象者	ひとり暮らしの重度身体障害者
手続	身体障害者手帳、世帯の所得状況が分かるもの（源泉徴収票、確定申告書の控えなど）
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## Net 119 緊急通報システム

聴覚や発語の障害のある方が、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、119番通報することができます。

対象者	聴覚機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能障害として、身体障害者手帳の交付を受けている方		
手続	身体障害者手帳、スマートフォン又は携帯電話		
窓口	障害福祉課	F A X 0294-22-3011	電話 0294-22-3111
問合せ	障害福祉課 日立市消防本部	F A X 0294-22-3011 F A X 0294-22-0102	電話 0294-22-3111 電話 0294-24-0119

## 緊急ファックス通報110番、対話式メール110番

聴覚や言語等に障害のある方が、ファックスや対話式メールで通報することができます。

対象者	聴覚や言語等に障害のある方
利用方法	ファックス #7412 又は、029-301-6110（茨城県警察本部） 携帯電話（スマートフォン含む）からの対話式メール110番 アドレス <a href="http://ibaraki110.jp/">http://ibaraki110.jp/</a> ※通報練習用 アドレス <a href="http://ibaraki110.jp/tr/">http://ibaraki110.jp/tr/</a>
費用	無料（ただし、通話料・通信料がかかります。）
窓口	茨城県警察本部 F A X 029-301-0110

## 緊急ファックス通報119番

火災、病気や不慮の事故にあった場合に、F A Xを利用して、消防本部へ通報することができます。

対象者	聴覚や言語等に障害のある方
利用方法	ファックス 0294-22-0119（日立市消防本部） ※受信した旨をファックスにて返信します
費用	無料（ただし、通話料・通信料がかかります。）
窓口	日立市消防本部 F A X 0294-22-0102

## 聴覚障害者用ファクシミリ等の使用料助成

聴覚に障害をお持ちの方に対し、ファクシミリ等の使用料の助成を行います。

対 象 者	次のいずれかに該当する15歳以上の方 (1) 身体障害者手帳2・3級(聴覚障害)の方 (2) 身体障害者手帳3級(音声・言語機能障害)の方
助 成 額	回線使用料、配線設備使用料、機器使用料、ユニバーサルサービス料に消費税を加えた額 ※所得税課税世帯は半額助成 支給月 年4回(6月、9月、12月、3月)
手 続	本人名義の口座が分かるもの、世帯の所得状況が分かるもの(源泉徴収票、確定申告書控えなど)、NTTご利用料金内訳書
問 合 せ	障害福祉課 FAX 0294-22-3011 電話 0294-22-3111

## 手話通訳者及び要約筆記者の派遣(意思疎通支援事業)

聴覚障害者及び音声又は言語障害者の方が、日常生活や社会参加の上で必要なコミュニケーションが円滑に行われるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対 象 者	手話通訳者等がいなければ、円滑なコミュニケーションが困難な方
費 用	無料
手 続	事前に障害福祉課での利用登録が必要です。 ・必要なもの 身体障害者手帳 ・派遣の依頼 利用登録後、FAXで下記に派遣依頼をしてください。 <依頼先> 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 水戸市住吉町349-1 FAX 029-247-1369 電 話 029-248-0029
問 合 せ	障害福祉課 FAX 0294-22-3011 電話 0294-22-3111

## 点字市報・声の市報

点字市報やCDに吹き込んだ声の市報を、希望する視覚障害者の方に対して、毎月2回送付します。(日立市報5日号、20日号)

対象者	身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちの方
費用	無料
問合せ	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 点訳・音訳奉仕

希望する視覚障害者の方に、図書の点訳、対面音訳をします。

対象者	身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちの方
費用	無料
問合せ	日立市社会福祉協議会 日立市会瀬町4-9-13（福祉プラザ1階） 電話 0294-37-1122 FAX 0294-37-1124 【点訳】 日立点訳友の会 【音訳】 日立リーディングサービスグループ

## 住宅リフォーム費の助成

心身に重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、台所、浴室、便所、寝室、玄関などの改修に要する費用を助成します。

**※改修前に申請が必要です。**

対象者	・ 下肢又は体幹機能障害の等級が1級又は2級（個別障害等級）の方 ・ 療育手帳 <sup>㊦</sup> の方で、改修の必要が認められる方
助成額	改修費用の4分の3の額（45万円を限度）を助成します。 （介護保険制度の「住宅改修」、日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具」による改修が優先となりますが、本制度を併用することもできます。）
手続	身体障害者手帳又は療育手帳、工事見積書、工事図面、課税証明書
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備考	所得制限がありますので改修工事前に必ず相談をしてください

## 自動車改造費の助成

身体に障害のある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加を促進するために助成します。

**※ 改造着手前に手続きが必要です。**

対象者	上肢、下肢、体幹機能障害1級・2級の方で就労等のため、自ら運転する方 ※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
内容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を、10万円まで助成します。
手続	身体障害者手帳、運転免許証、改造見積書
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備考	所得制限がありますので、改造着手前に必ず相談をしてください。

## 自動車運転免許取得費の助成

障害のある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて社会参加を促進するために助成します。

**※ 教習所入校前に手続きが必要です。**

対象者	身体障害者手帳1～4級の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、就労等のために免許を取得する方
内容	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち15万円を限度に、その3分の2以内（最大10万円）を助成します。
手続	手帳、身体障害者運転適格審査結果表（肢体不自由等の身体障害者）、運転免許取得費概算額内訳（教習所発行の見積書でも可）
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111
備考	所得制限がありますので、入校前に必ず相談をしてください。

## 市営自転車駐輪場の使用料金の免除

心身に障害のある方が、日立市営の自転車駐輪場を使用する場合、使用料金が免除されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の所持者
手続	身体障害者手帳、療育手帳 ※下記の自転車駐輪場へ免除の申請をしてください
場所	・日立駅前自転車駐輪場 ・常陸多賀駅前自転車駐輪場 ・大甕駅前自転車駐輪場
問合せ	交通防犯課 電話 0294-22-3111

## 生活福祉資金の貸付

障害者世帯等に対し、日常生活を送るうえ、又は自立生活福祉に役立てるために必要な費用等の貸付を行います。

貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日立市内に住民登録がしてある方</li> <li>・ 借受人の年齢は、原則として 65 歳未満とします。</li> </ul> ※同じ目的で他の制度を利用される場合は対象外です。
窓 口	日立市社会福祉協議会 電話 0294-37-1122

## 地域活動支援センター

在宅の障害者の方の創作活動や社会との交流活動など、さまざまな活動を支援します。また、障害者の方からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言指導を行います。

対 象 者	在宅の障害者等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活全般の相談</li> <li>・ 創作活動</li> <li>・ 生産活動</li> <li>・ 社会との交流の促進</li> </ul>
施 設	<b>ライトハウス</b> 日立市大みか町 2-28-5 (なぎさ会館 3 階) 電話 0294-52-8682 <b>ゆうあい</b> 日立市会瀬町 4-9-13 (福祉プラザ 1 階) 電話 0294-37-1122
備 考	活動内容の詳細については各施設にお問合せください。

## 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付

社会参加と自立更生に効果があると認められる在宅の身体障害者に身体障害者補助犬を給付します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害 1 級又はこれに準ずる方（盲導犬）</li> <li>・ 肢体不自由 1・2 級又はこれに準ずる方（介助犬）</li> <li>・ 聴覚障害 2 級又はこれに準ずる方（聴導犬）</li> </ul>
費 用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。 また、歩行訓練等期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります。
問 合 せ	茨城県保健福祉部障害福祉課 電話 029-301-3368
備 考	必要と思われる場合は事前にご相談ください。

## 8 交通機関の割引制度

**身 知**

### J R旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方がJ Rを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	J R各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 せ	J R東日本お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	記 事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJ R線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※J R線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種又は第2種の別については、身体障害者手帳又は療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載されています(以下の制度についても同様です。)

### バス(路線)運賃の割引

**身 知 精**

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

割引の内容については、各バス事業者により異なります。日立市内では、下記の事業所が割引を実施しています。

#### 茨城交通株式会社

種 類	適用範囲	割引率
普通乗車券	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※介護者が割引を利用する障害者と同時に乗車する場合は、介護者1名も割引が適用されます(第1種障害者のみ)。	50%
定期券	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※介護者が定期乗車券を利用する障害者と同時に乗車する場合は、介護者は普通乗車券の割引が適用されます(第1種障害者のみ・介護者に対する定期乗車券の割引の適用はありません。)	30%
問 合 せ	茨城交通株式会社 日立オフィス 運輸課 電話 0294-32-7380	

## 椎名観光バス株式会社

種 類	適用範囲	割引率
普通乗車券	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※小学生及び高齢者証を提示した70歳以上の市民は、運賃が100円に割り引かれるため、障害者割引は適用されません。 ※運転手が、手帳をお持ちの方の介護者と判断した場合は、その介護者にも割引が適用されます。	50% (210円→100円)
定期券	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※介護者が定期乗車券を利用する障害者と同時乗車する場合は、介護者は普通乗車券の割引が適用されます(介護者に対する定期乗車券の割引の適用はありません。)	通勤定期券 の30%
問 合 せ	椎名観光バス株式会社 電話 0294-39-5506	

※高速バスや市外の路線については、各運行会社にお問合せください。

**身 知**

### タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	乗車時に手帳を提示してください。
問 合 せ	茨城県ハイヤー・タクシー協会 電話 029-297-7131 FAX 029-297-7132

**身 知 精**

### 日立市心身障害者通院通所交通費助成（タクシー助成）

重度障害者が通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級～3級の方</li> <li>・身体障害者手帳(視覚障害、下肢機能障害)4級の方</li> <li>・療育手帳(A)・Aの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方</li> </ul>
助 成 額	上限月額5,000円 (500円単位で助成)
手 続	手帳を持参し、事前に申請してください。
窓 口	障害福祉課 電話 0294-22-3111 各支所

## 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。事前に車（1台）を登録する必要があります。

<b>対 象 者</b>		身体障害者手帳又は療育手帳（A・A）を所持している方
<b>適用範囲</b>		第1種身体障害者 障害者本人が運転する場合又は障害者本人が車に同乗される場合
		第1種知的障害者 障害者本人が車に同乗される場合
		第2種身体障害者 障害者本人が運転する場合（障害者本人の運転免許証が必要）
		※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問合せください。 ※登録できる車は1台のみです。
<b>手 続</b>	ETC を利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・登録を希望する自動車の車検証</li> <li>・第2種身体障害者の場合は障害者本人の運転免許証</li> </ul>
	ETC を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・登録を希望する自動車の車検証</li> <li>・第2種身体障害者の場合は障害者本人の運転免許証</li> <li>・ETCカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし、障害者が未成年の場合は保護者名義のものが使用できます。）</li> <li>・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書</li> </ul>
<b>窓 口</b>		障害福祉課 電話 0294-22-3111
<b>備 考</b>		割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続きが必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。お住まいの市町村が変わった場合も、再手続きが必要です。 有料道路割引についての問合せ ネクスコ東日本 電話 0570-024-024

## 国内航空運賃の割引

満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の国内航空旅客運賃が割引されます（割引運賃は、航空運送事業者又は路線により異なります。）。

※ 旅客鉄道株式会社旅客運賃種別、航空運送事業者により、介護者 1 名についても割引が適用されます。

※ 詳細については各航空運送事業者にお問合せください。

適用範囲	満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が単独で利用する場合、又は当該身体障害者と同時に同一区間を利用する介護者 1 名に適用されます。
購入手続	各手帳を航空券販売窓口に提示してください。なお、精神障害者保健福祉手帳については、顔写真付きかつ搭乗日当日が有効期間内である必要があります。
問 合 せ	各航空運送事業者

## 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	乗船券購入時に窓口に手帳を提示してください。
問 合 せ	商船三井フェリー 電話 029-267-4133（予約）

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率
第 1 種障害者とその介護者 (1名まで)	旅客運賃	50%
	乗用車運賃 (障害者本人又は介護者が運転する場合のみ割引)	10%
第 2 種障害者 (本人のみ)	旅客運賃	50%
	乗用車運賃 (障害者本人が運転する場合のみ割引)	10%

## 9 税の軽減等

身 知 精

### 所得税・市県民税の所得控除

種 類	① 障害者控除 本人又は扶養親族に障害がある場合、総所得金額等から下記の額を差し引くことができます。		
	名 称	対 象 者	所 得 税
	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障害者保健福祉手帳1級 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合	1人当たり 40万円 1人当たり 75万円
	② 小規模企業共済等掛金控除 一定の要件に該当する心身障害者扶養共済制度に加入し、その掛金を支払った場合に、その支払った金額を総所得金額等から差し引くことができます。		
	③ 医療費控除 人工肛門又は尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。 ※ 確定申告（市県民税申告）時に、医師が発行するストマ用装具使用証明書を申告書に添付することが必要です。		
手 続	確定申告（市県民税申告）時に、必要書類を添付又は提示してください。 ※ 給与所得者の場合、①と②は年末調整時に手続できます。		
必要書類等	①手帳 ②共済掛金の領収書 ③医療費控除の明細書（ストマ用装具購入に係る領収書をもとに作成）、ストマ用装具使用証明書		
窓 口 (問合せ)	日立税務署（所得税） 電話 0294-21-6346 市民税課（市県民税） 電話 0294-22-3111 勤務先の給与担当者（年末調整に伴う①障害者控除と②小規模企業共済等掛金控除のみ）		

身 知 精

### 市県民税の非課税

本人が障害者の場合、前年の合計所得金額が135万円までは市県民税が非課税になります。

手 続	確定申告（市県民税申告）又は年末調整時に、障害者控除の申告が必要です。
窓 口	市民税課 電話 0294-22-3111

## 相続税の障害者控除

相続人が 85 歳未満で障害者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

障害者の方	85 歳に達するまでの年数×10 万円
特別障害者の方	85 歳に達するまでの年数×20 万円
窓 口	日立税務署 電話 0294-21-6346

## 個人事業税の減免等

障害者が個人で事業を営む場合、事業税が減免又は非課税になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障害者(両眼の矯正視力が 0.06 以下)が営むあんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体・知的・精神障害者が営む事業で、前年の所得が 310 万円以下	税額の 2 分の 1 を減免
窓 口	常陸太田県税事務所 高萩支所 電話 0293-22-2019

## 市営住宅の入居時及び入居中の特別控除

内 容	本人又は世帯員に障害がある場合、家賃算定の基となる年間総所得から障害者控除を差し引くことができます。	
	名 称	対 象 者
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級
	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 ㊤・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級
	市営住宅申込者の要件を全て備える方で、なおかつ同居親族の要件のみを満たさない方でも、次の場合は単身入居可能な住宅に限って、申込みすることができます。なお、日常生活に常時介護が必要な方はご相談ください。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方（障害の程度が 1 級～4 級）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害の程度が 1 級～3 級）</li> <li>・療育手帳の交付を受けている方（障害の程度が ㊤・A・B・C 又は同程度に相当する方）</li> </ul>	
窓 口	一般財団法人茨城県住宅管理センター 日立センター 管理課 電話 0294-32-7362	

自動車税（種別割、環境性能割）・軽自動車税種別割の減免

次の場合、自動車税（種別割、環境性能割）・軽自動車税種別割が全額減免になります。  
 (対象となる障害区分・等級は下表の通り)

※納付期限内に手続きが必要です。

要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者本人が運転する場合</li> <li>・ 障害者と生計を一にする方が、障害者の通学、通院、通所等のために運転する場合</li> <li>・ 障害者のみで構成される世帯又は 70 歳以上の方（もしくは未成年者）と障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、障害者の通学、通院、通所等のために運転する場合</li> <li>・ 手帳の交付日が、自動車税（種別割）・軽自動車税種別割では申請する年の 3 月 31 日まで、自動車税（環境性能割）では自動車の登録の日までである場合</li> </ul> <p>※障害者が施設に入所している場合は、一定の条件がありますのでお問い合わせください。</p> <p>※自動車の所有者(納税義務者)は、障害者本人又は生計を一にする方に限られます。</p>	
手 続	自動車税（種別割、環境性能割）	自動車の運転者・所有者が、障害者本人又は生計同一者の場合	県税事務所で手続きしてください。 手帳、免許証、納税通知書、運転者・所有者・障害者の住民票（同居の生計同一者の場合） ※生計同一者の住所が障害者と異なる場合は、この他に必要なものがありますのでお問い合わせください。
		常時介護者が運転者の場合	障害福祉課で常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所で手続きしてください。 手帳、免許証、納税通知書
	軽自動車税種別割	自動車の運転者・所有者が、障害者本人又は生計同一者の場合	手帳、免許証、納税通知書、車検証（コピー可） ※生計同一者の住所が障害者と異なる場合や、常時介護者が運転者の場合は、この他に必要なものがありますのでお問い合わせください。
		常時介護者が運転者の場合	
窓 口 (問合せ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車税（種別割）：常陸太田県税事務所                          常陸太田合同庁舎 1 階 常陸太田市山下町 4119 電話 0294-80-3314</li> <li>常陸太田県税事務所高萩支所 高萩市春日町 3-1 電話 0293-22-2019</li> <li>・ 自動車税（環境性能割）：水戸県税事務所自動車税分室                          水戸市住吉町 292-10 ナンバーセンター水戸 2 階 電話 029-247-1297</li> <li>・ 軽自動車税種別割：日立市役所 市民税課 電話 0294-22-3111</li> </ul>	

＜対象になる障害区分・等級＞

●は障害者本人、生計を一にする世帯員、常時介護する方が運転する場合。○は障害者本人が自動車を運転する場合に限り、対象になります。

身体障害者手帳						
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	●	●	●	●		
聴覚		●	●			
平衡機能			●			
音声機能 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)			●			
上肢機能	●	●				
下肢機能	●	●	●	○	○	○
体幹機能	●	●	●		○	
脳病変による	上肢機能	●	●			
	移動機能	●	●	●	●	●
心臓機能	●		●			
じん臓機能	●		●			
呼吸器機能	●		●			
ぼうこう・直腸機能	●		●			
小腸機能	●		●			
免疫機能	●	●	●			
肝臓機能	●	●	●			

※身体障害者手帳の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障害区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で、内訳が上肢機能3級、心臓機能4級の場合は該当しません。)

療育手帳										
判定が㊤又はA										
精神障害者保健福祉手帳										
1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・精神障害の治療のため通院している方										
戦傷病者手帳										
障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害	●	●	●	●	●					
聴覚障害	●	●	●	●	●					
平衡機能	●	●	●	●	●					
音声機能 (喉頭摘出による場合に限る)	●	●	●							
上肢機能	●	●	●	●						
下肢機能	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能	●	●	●	●						
じん臓機能	●	●	●	●						
呼吸器機能	●	●	●	●						
ぼうこう・直腸機能	●	●	●	●						
小腸機能	●	●	●	●						

## 障害者特別雇用奨励金（雇用主に対する援助）

身 知 精

障害者の雇用促進を図るため、公共職業安定所の紹介により、障害者を雇い入れる事業主に対して、奨励金を支給します。

対象者	市内に所在する事業所の事業主で、下記のいずれかの障害者を雇用し、特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることのできる方 （１）身体障害者手帳１・２級の方 （２）身体障害者手帳をお持ちの４５歳以上の方 （３）療育手帳をお持ちの方 （４）精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （５）統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている方
奨励金額	障害者一人につき、１月当たり５,０００円
支給期間	特定求職者雇用開発助成金支給期間満了の日の属する翌月から１８か月間（ただし、支給期間中に事業主が障害者を雇用しなくなった場合、雇用しなくなった日の属する月までです。） ※６か月ごとに３期に分けて支給します。（申請期限は各期終了の翌月末）
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者特別雇用奨励金支給申請書</li> <li>・特定求職者雇用開発助成金の最終支給対象期における支給決定通知書の写し</li> <li>・雇用の事実を証明する書類 （雇用事実証明書及び、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し）</li> </ul>
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111

## 10 その他の福祉

身 知 精

### NTT番号案内の無料化（ふれあい案内）

104番への電話番号の問合せを無料で利用できます。

※事前に申し込みが必要です。

対象者	次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳（視覚障害1～6級、上肢・体幹・脳原性運動機能障害1・2級、聴覚障害2・3・4・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害3・4級） ・戦傷病者手帳（視覚障害特別項症～第6項症、上肢障害特別項症～第2項症、聴覚障害第2項症・第4項症、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害第1項症・第2項症・第4項症） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
窓口	NTTのお客様窓口、下記フリーダイヤルにてお申し込みください。 フリーダイヤル 0120-104-174 FAXフリーダイヤル 0120-104-134

身 知 精 難

### 携帯電話料金の割引

障害者本人名義の携帯電話の料金の障害者割引サービスが受けられます。

対象者	次の手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・一般特定疾患医療受給者証 ・指定難病特定医療費受給者証
手続	お申込み方法、手続きに必要なもの、サービス内容などが異なりますので、各携帯電話会社にご確認ください。
窓口	契約している携帯電話会社の窓口

身 知 精

### NHK放送受信料の減免

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	世帯主が受信契約者で、次の手帳をお持ちの場合 ① 視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳 ② 身体障害者手帳1級・2級 ③ 療育手帳A・A ④ 精神障害者保健福祉手帳1級 ⑤ 戦傷病者手帳特別項症～第1款症
手続	障害福祉課で証明を受けてから、NHK水戸放送局へ提出してください。 ・手帳・印かん・NHK受信料の領収書又は請求書
窓口	障害福祉課 電話 0294-22-3111 NHK水戸放送局 営業部受信料担当 電話 029-232-9811



## はり・きゅう・マッサージ施術費助成

身体障害者（1、2級）を対象に、医療保険給付の対象とならない、はり、きゅう、マッサージ等の施術に係る費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳1、2級の方
助成額	市に登録した施術所での施術1回の利用につき1,000円 助成上限 年12,000円
問合せ	高齢福祉課 電話 0294-22-3111



## 視覚障害者へのCD・カセットブックなどの郵送貸出し

文芸書、古典、童話、落語、講演集などのCD・カセットブックなどを郵送で貸出します。

対象者	身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちの方
内容	図書館から送られた目録（墨字）の中からお選びください。
手続	電話などで事前に図書館にお申込みください。
窓口	記念図書館 電話 0294-24-7714 多賀図書館 電話 0294-33-2655 十王図書館 電話 0294-20-2345 南部図書館 電話 0294-29-1125



## 駐車禁止の除外

障害者が、自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも、駐車することができます。

対象者	身体障害者手帳（1～3級、下肢4級）、療育手帳（A、A）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方など、歩行困難で、公安委員会が必要と認めた方 ※対象者の要件の詳細については下記窓口までお問合せください。
手続	手帳
窓口	日立警察署 電話 0294-22-0110

いばらき身障者等駐車場利用証

障害者、難病患者などの方で歩行が困難な方が、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場(車いすマークのある駐車スペース)を利用しやすくするために、駐車した車の中に、掲示する利用証を交付します。

対象者	下記の交付対象者一覧表に該当する方で、歩行が困難な方
手続	次の手帳等を窓口を持参して申請してください。 ・手帳 ・難病又は小児慢性特定疾病に係る医療受給者証 ・介護保険被保険者証 ・母子健康手帳 ※代理申請の場合、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
窓口	障害福祉課、市民課 電話 0294-22-3111 各支所

交付対象者一覧表

○身体障害者

区分		等級
視覚障害		4級以上
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	4級以上
	呼吸器機能障害	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
	肝臓機能障害	4級以上

○身体障害者以外

区分	等級等
知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」の方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7か月から産後6か月の方[有効期限あり]

## 郵便による投票

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、自宅などで投票（郵送による不在者投票）ができます。

対象者	両下肢、体幹、移動機能障害1級・2級、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害1級・3級、免疫、肝臓の障害1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方 ※上肢、視覚障害1級の身体障害者手帳をお持ちの方は代理記載制度もご利用できます。
手続	郵便等投票証明書（7年間有効）の交付を受けて、各選挙ごとに、この証明書を提示して投票用紙を請求してください。
窓口	日立市選挙管理委員会事務局 電話 0294-22-3111

## 青い鳥郵便葉書の無償配布

希望される方に通常郵便葉書（くぼみ入り含む）を、お一人様につき20枚を無償で配布します。（郵送での対応となります。）

※くぼみ入り通常郵便葉書は、視覚障害者の方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

対象者	・身体障害者手帳1・2級を持っている方 ・療育手帳④・Aを持っている方
手続	身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して下さい。 ※受付期間中に手続きが必要です。 （受付期間：毎年4月1日から5月末日まで）
窓口	日立郵便局 電話 0294-21-5311

## 郵便料金の減免

点字郵便物の無料取扱いなど、郵送料の減免を受けることができます。

対象	無料
	・点字のみで打ち出されたものを内容とする郵便物で開封のもの ・盲人用録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で郵便事業会社の指定を受けた施設で発受するもので開封のもの
対象	半額免除
	・点字ゆうパック、心身障害者用書籍ゆうパック（図書館が発受する図書） ・聴覚障害者用ビデオテープ（画像に字幕・手話のあるもの）等のゆうパックで郵便事業会社の指定を受けた施設で収受するもの
問合せ	日立郵便局 電話 0294-21-5311

## 身体障害者結婚相談所

専門の相談員が身体障害者の方の結婚に関する各種相談に応じています。また「友愛の集い」を行って交流を図っています。(登録制)

対象者	身体障害者手帳を持っている方
窓 口	一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町 1918 県総合福社会館内 電話 029-243-7010 FAX 029-243-7018



## 福祉（介護）タクシーの運行

車いすのまま利用できるリフトタクシーが運行されています。タクシー料金障害者割引制度を利用できます。事前に予約が必要な場合があります。

### ◎ストレッチャー対応リフト車両有

タクシー会社名		住 所	電 話
電鉄タクシー(株)	◎	日立市東町 1-8-18	0120-28-2185
かみーら	◎	日立市鮎川町 1-5-12	0294-38-0035
ハンディキャブ	◎	日立市河原子町 3-2-7	0294-25-4667
あさがおケアサービス	◎	日立市千石町 2-4-6	0294-33-3704
かごや		日立市相田町 2-5-7	0294-44-9399

**利用料が減免される施設**

下記の公共施設の利用料や使用料等が減免になります。

<利用方法：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参してください>

**【日立市内での主な減免施設】**

施設名	問合せ先	減免内容
かみね動物園	0294-22-5586	入場料免除
郷土博物館	0294-23-3231	観覧料免除
奥日立きららの里	0294-24-2424	入場料免除
日立シビックセンター	0294-24-7711	入場料など割引
自転車駐輪場 (日立駅前・常陸多賀駅前・大甕駅前)	交通防犯課 0294-22-3111	使用料免除
久慈サンピア日立スポーツセンター	0294-53-8000	使用料減額
スポーツ広場	折笠 0294-43-2397 諏訪 0294-38-0963 十王 0294-39-2446 河原子北浜 0294-35-5050 中里 0294-59-0818	使用料減額
池の川さくらアリーナ	0294-35-0767	使用料減額
日立武道館	0294-22-0361	使用料減額
多賀武道館	0294-35-0767	使用料減額
市民プール (かみね・じゅうおう)	かみね 0294-23-3045 じゅうおう 0294-39-2446	使用料免除

その他、障害の種別又は等級によって該当しない場合がありますので、詳しくはご利用の各施設へお問合せください。

## 1 1 相談の窓口

### 日立市役所

日立市役所 〒317-8601 日立市助川町 1-1-1 電話 0294-22-3111(代)

課 名		主な業務内容
日立市福祉事務所	障害福祉課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳に関すること</li> <li>障害者に関する各種手当</li> <li>障害福祉サービスに関すること</li> <li>その他障害者の福祉に関すること</li> </ul>
	高齢福祉課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老行事</li> <li>高齢者在宅福祉に関すること</li> <li>高齢者福祉施設に関すること</li> <li>高齢者の自立支援に関すること</li> </ul>
	社会福祉課 (庁舎 2 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護に関すること</li> <li>民生（児童）委員に関すること</li> </ul>
	子育て支援課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当・遺児福祉金・児童手当の支給</li> <li>女性相談に関すること</li> <li>家庭児童福祉の相談指導に関すること</li> </ul>
	子ども施設課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園に関すること</li> <li>認可外保育施設に関すること</li> </ul>
市営住宅課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅に関すること</li> </ul>	
介護保険課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度に関すること</li> </ul>	
国民健康保険課 (庁舎 1 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療福祉費支給制度に関すること（医療福祉係）</li> <li>後期高齢者医療（長寿医療）制度に関すること（国保・年金係）</li> <li>老齢年金・障害基礎年金など国民年金に関すること（国保・年金係）</li> </ul>	
学務課 (庁舎 3 階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児の就学相談に関すること</li> <li>就学の奨励及び援助に関すること</li> </ul>	

日立市保健センター 〒317-0065 日立市助川町 1-15-15 電話 0294-21-3300

日立市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健指導に関すること</li> <li>機能訓練に関すること</li> </ul>
-----------	--

日立市教育プラザ 〒317-0064 日立市神峰町 1-6-11

こども発達相談センター (電話 0294-22-2525)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談に関すること</li> <li>障害児就学（園）相談に関すること</li> <li>特別支援教育に関すること</li> </ul>
----------------------------------	--

## 各種相談機関

名 称	内 容
日立市社会福祉協議会	市民の福祉意識の向上や、地域福祉活動の推進を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉相談</li> <li>・ボランティア活動に関する相談</li> <li>・障害児（者）の外出先サポート</li> <li>・生活福祉資金の貸付相談</li> <li>・車椅子の無料貸し出し</li> <li>・成年後見制度の利用に関する相談 など</li> </ul> 日立市会瀬町 4-9-13 福祉プラザ 1階 電話 0294-37-1122 FAX 0294-37-1124
茨城県福祉相談センター (身体障害者更生相談所) (知的障害者更生相談所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者の社会参加と自立を図るため、身体障害者手帳、補装具、自立支援医療(更生医療)、生活、施設利用などの相談・判定を行っています。</li> <li>・知的障害者の社会参加と自立を図るため、療育手帳、生活、就労、年金、施設利用などの相談・判定を行っています。</li> </ul> 水戸市三の丸 1-5-38 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811
茨城県日立児童相談所	18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題について相談に応じています。 日立市弁天町 3-4-7 電話 0294-22-0294 FAX 0294-21-5201
茨城県日立保健所	母子医療（育成・養育）、特定疾患、精神保健、感染症（エイズ）などについての総合的な相談や指導を行っています。 日立市助川町 2-6-15 電話 0294-22-4188 FAX 0294-24-5132
茨城県精神保健福祉センター	精神保健の相談、不登校などの思春期相談、アルコールや薬物依存症に関する相談を行っています。（相談はすべて予約制です） 水戸市笠原町 993-2 電話 029-243-2870 FAX 029-244-6555
茨城県立あすなろの郷 地域生活支援センター	在宅の心身障害者（児）の地域における生活を支援するため、療育指導や相談等を行っています。また、専任のコーディネーターが在宅療育に関し各種福祉サービスの調整を行っています。 水戸市杉崎町 1460 電話 029-259-0024 FAX 029-259-0031
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	聴覚障害者の各種相談・研修・講習等を実施し、字幕入りビデオテープの貸出や手話通訳者・要約筆記者の養成、紹介派遣（有料）を行っています。 水戸市住吉町 349-1 電話 029-248-0029 FAX 029-247-1369
茨城県立視覚障害者福祉センター・ 点字図書館	視覚障害者のための各種相談、生活訓練、点字・録音図書の製作、貸出をはじめ点訳・音訳奉仕員などのボランティアの養成も行っていきます。 水戸市袴塚 1-4-64 電話 029-221-0098 FAX 029-221-0234

名 称	内 容				
日立公共職業安定所 (ハローワーク日立)	障害者の就職のための職業相談・職業紹介や就業後のフォローアップを行っています。 日立市若葉町 2-6-2 電話 0294-21-6441 FAX 0294-23-3340				
茨城障害者職業センター	公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、障害者の就職のための相談や、職業能力等の評価、就職前の支援、事業主への支援などを行っています。 笠間市鯉淵 6528-66 電話 0296-77-7373 FAX 0296-77-4752				
障害者就業・生活支援センターまゆみ	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援することで、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。 <支援内容> <table border="1" data-bbox="504 577 1337 1137"> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 577 703 920">               就業面での支援             </td> <td data-bbox="703 577 1337 920"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）</li> <li>・就職活動の支援</li> <li>・職場定着に向けた支援</li> <li>・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 920 703 1137">               生活面での支援             </td> <td data-bbox="703 920 1337 1137"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言</li> <li>・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> 日立市多賀町 2-8-16 三協ビル 1 階 C 号 電話 0294-36-2878 FAX 0294-33-5989	就業面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）</li> <li>・就職活動の支援</li> <li>・職場定着に向けた支援</li> <li>・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>	生活面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言</li> <li>・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>
就業面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）</li> <li>・就職活動の支援</li> <li>・職場定着に向けた支援</li> <li>・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>				
生活面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言</li> <li>・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>				
茨城県発達障害者支援センターあい	発達障害者に対する支援を総合的に行う県北地域の拠点として、発達障害者及びその保護者等からの相談に応じています。 東茨城郡茨城町小幡北山 2766-37 社会福祉法人梅の里療育支援センター内 電話 029-219-1222 FAX 029-292-5535				
茨城県難病相談支援センター	難病（特定疾患）に悩む方の相談に応じ、安心した療養生活・地域生活を送ることができるように支援をしています。 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内 電話 029-840-2838 FAX 029-840-2836				
茨城県障害者権利擁護センター	障害者に対する虐待に関する相談に応じています。 水戸市千波町 1918 県総合福祉会館 2 階 茨城県手をつなぐ育成会 電話 029-353-8663				
障害者なんでも相談室	障害のある方やその家族などからの、福祉・就労や権利擁護、財産管理などに関する相談に応じます。 水戸市千波町 1918 県総合福祉会館 2 階 茨城県手をつなぐ育成会 電話 029-244-9588 FAX 029-244-9588				
法テラス茨城	あらゆる法的な悩みを解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料で案内します。 水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3F 電話 0570-078317 IP 電話 050-3383-5390				

## 1 2 相談制度

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上を目的に、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する民間の相談員で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

地域に住む人たちに密着した福祉活動の担い手として、関係機関との連携のもと、障害者(児)の社会参加を支援するとともに、社会福祉全般の増進に努めています。

お住まいの地区の民生委員・児童委員は、下記へお問い合わせください。

窓口	社会福祉課	電話	0294-22-3111
----	-------	----	--------------

### 障害者相談員

心身障害者の更生相談のため、日立市長から委嘱された民間の協力者です。障害者又はその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っていますのでお気軽にご相談ください。  
(令和4年9月1日現在)

障害区分	氏名	電話番号
身体障害者 相談員	氏家 義三	視覚 0294-36-0587
	軽部 千代子	聴覚 0294-32-2591 (FAX)
	磯部 恵美	肢体 0294-22-9781
	藤枝 利彰	重症心身 0294-42-8422
知的障害者 相談員	近藤 友子	0294-39-7160
精神障害者 相談員	佐野 栄子	0294-38-2555 (つどいの広場)
	柴田 正孝	0294-38-0476 (ふきのとう)
	関 理子	0294-34-2118 (まゆみの里)

## こどもの発達相談

相談の内容・窓口	
医療的なことに関する相談	<p>愛正会記念茨城福祉医療センター 水戸市元吉田町 1872-1 電話 029-353-7171</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧茨城県立こども福祉医療センターの事業を引き継ぎ、障害をもつ子どものほか18歳以上の障害をもつ方の外来診療・機能訓練などを行っています。子どもの病気や発達上の問題について治療や助言を受けることができます。</li> </ul>
	<p>茨城県立こども病院 水戸市双葉台 3-3-1 電話 029-254-1151(要紹介状、予約制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内における小児医療の中核病院です。県内の医療機関等と密接な連携・協力の下に、一般の病院・診療所では治療が困難な重症児や、診断のむずかしい小児患者の診療を行っています。</li> </ul>
療育、保育に関する相談	<p>日立市保健センター 日立市助川町 1-15-15 電話 0294-21-3300 FAX 0294-27-2112</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1歳6か月、3歳児の集団健診を通して発育の状態を確認します。健診時には、小児科医・歯科医師・保健師などから助言を受けることができます。また、随時、保健師などが養育上の相談に応じています。</li> </ul>
	<p>茨城県福祉相談センター 水戸市三の丸 1-5-38 電話 029-221-0800</p> <p>茨城県日立児童相談所 日立市弁天町 3-4-7 電話 0294-22-0294</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別相談や観察を通して、養育・保育上のさまざまな相談に応じています。</li> </ul>
	<p>茨城県母子保健センター 水戸市緑町 3-5-35(県看護協会内) 電話 029-221-1553(予約制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの紹介により、医師や心理の専門家が発達に遅れのある幼児の観察を通して、療育の相談に応じています。また、個別の指導も行っています。</li> </ul>
	<p>日立市教育委員会学務課 日立市助川町 1-1-1(日立市役所庁舎 3階) 電話 0294-22-3111</p> <p>子ども発達相談センター 日立市神峰町 1-6-11(日立市教育プラザ内) 電話 0294-22-2525</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもに対し、その障害の状態や発達、特性等に応じて適正な就学指導を行います。また、就学後においても、きめ細やかな教育の相談・指導を行います。</li> </ul>

## 相談の内容・窓口

障害のある児童・生徒に、障害に応じた適切な教育を行い、その能力を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することをめざした教育が実施される学校です。

また、重度の障害のために通学が困難な児童・生徒には、教師が家庭訪問して教育を行う訪問教育の制度もあります。

※詳しくは、在籍する学校又は下記にお問い合わせください。

### 日上市教育委員会学務課

日上市助川町 1-1-1(日上市役所 3 階) 電話 0294-22-3111

#### 日上市立日立特別支援学校

日上市鮎川町 3-11-2 電話 0294-36-0530 FAX 0294-36-0557

・障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立北茨城特別支援学校

北茨城市中郷町小野矢指 1657 電話 0293-43-2622 FAX 0293-42-6546

・障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立常陸太田特別支援学校

常陸太田市瑞龍町 1032-1 電話 0294-72-3353 FAX 0294-72-3373

・障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立勝田特別支援学校

ひたちなか市高場 2452 電話 029-285-5644 FAX 029-285-8405

・障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立水戸特別支援学校

水戸市吉沢町 3979 電話 029-247-5924 FAX 029-248-6704

・障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立水戸高等特別支援学校

水戸市下大野町 6212 電話 029-269-6212 FAX 029-269-6210

・知的な発達に遅れがある生徒の教育相談に応じています。

#### 茨城県立盲学校

水戸市袴塚 1-3-1 電話 029-221-3388 FAX 029-225-4328

・弱視など視力障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。  
また、3歳からの幼児教育部が併設されており、早期からの教育を実施しています。

#### 茨城県立水戸聾学校

水戸市千波町 2863-1 電話 029-241-1018 FAX 029-241-8148

・難聴など聴力障害のある幼児、児童、生徒の教育相談に応じています。  
また、きこえとことばの教育相談があり、早期からの教育を実施しています。

#### 茨城県教育研修センター

笠間市平町 1410 電話 0296-78-2121 FAX 0296-78-2122

・発達が気になるお子さんの教育相談のお申込み先 電話 0296-78-2777

## 13 スポーツ・文化

### スポーツ大会

	内 容	備 考
茨城県障害者スポーツ大会	県内の障害者のスポーツを通じた自立と社会参加を推進するとともに、県民の障害者に対する理解と認識を深めることを目的として開催されます。	期日 個人競技：5月下旬ごろ 団体競技：9月下旬ごろ レクリエーション競技： 9月中旬ごろ 場所 茨城県笠松運動公園ほか
日立市ふれあい運動会	様々な障害のある方がたが市民や家族、施設の関係者といっしょにスポーツやレクリエーションを楽しみ、自立と社会参加を促進するとともに市民の障害者に対する理解と交流を深めるために開催されます。	期日 10月中旬ごろ 場所 池の川さくらアリーナ

### 文 化

	内 容	備 考
ナイスハートふれあいフェスティバル	障害者の日頃の文化活動の発表の場を提供することにより、障害者の生きがいを高め、自立と社会参加を促進するとともに、県民に対する理解と認識を深めることを目的として開催されます。	期日 12月上旬ごろ 場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館

## 1 4 関連資料

### 市内障害者団体

団 体 名	会長又は代表者	電 話
日立市視覚障害者協会	氏家 義三	0294-36-0587
日立市肢体不自由児者父母の会	磯部 恵美	0294-22-5962 母子療育ホーム
日立市手をつなぐ親の会	永井 立雄	090-2623-8081
日立市聴覚障害者協会	軽部 剛	FAX 0294-32-2591
日立重症心身障害児(者)を守る会	藤枝 利彰	0294-42-8422
ハートねっと日立市民の会	弓野 孝子	0294-38-2555

### その他の団体

団 体 名	事 務 所 (連絡先)	電 話
日立市社会福祉協議会	日立市会瀬町 4-9-13	0294-37-1122
日立市社会福祉事業団	日立市鮎川町 2-6-38	0294-36-2363
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-1133 FAX029-241-1434
茨城県心身障害者福祉協会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-244-7461 FAX 029-243-4429
茨城県身体障害者福祉団体連合会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-8295 FAX029-243-7490
茨城県視覚障害者協会	水戸市袴塚 1-4-64 視覚障害者センター内	029-221-0098 FAX 029-221-0234
茨城県聴覚障害者協会	水戸市住吉町 349-1 県立聴覚障害 者福祉センターやすらぎ内	029-248-0882 FAX 029-246-0998
茨城県手をつなぐ育成会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-3838
茨城県肢体不自由児協会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-3838
茨城県肢体不自由児(者)父母の会 連合会	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-3838

団 体 名	事 務 所 (連絡先)	電 話
日本オストミー協会茨城県支部 北部地区センター	常陸太田市瑞竜町 2453-15 (猪口様方)	090-2239-9169
茨城県難病団体連絡協議会	水戸市千波町 1918 県総合福社会館内	029-244-4535
茨城県腎臓病患者連絡協議会	水戸市千波町 1918 県総合福社会館内	029-244-2825 FAX 029-244-2813

# 15 障害程度等級表

## 身体障害者障害程度等級表（その1）

級別		1級	2級	3級	4級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以降同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下肢機能障害	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

5 級	6 級	7 級
視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの (40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障害		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

## 身体障害者障害程度等級表（その2）

級別		1級	2級	3級	4級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルス又は肝臓による免疫機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## 備考

- 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
- 8 眼の視力とは、万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。



いいね!がいっぱい

日立市